

平成 25 年 2 月 12 日

お客さま各位

新井信用金庫

中小企業経営力強化支援法に基づく 「経営革新等支援機関」の認定について

新井信用金庫は、国の中小企業支援策である「経営革新等支援機関の認定制度」において、平成 25 年 2 月 1 日付で認定を受けましたのでお知らせいたします。

当金庫では、取引先企業の経営改善や事業再生支援に取り組んでおりますが、今回の認定で、より一層お客様からの相談には積極的に対応するとともに、取引先企業各々の経営課題を十分に把握し、コンサルティング機能を発揮して地元企業・地域の活性化、発展のため取り組んでまいります。

当金庫は、今後もコンサルティング機能の充実を図って、様々な経営課題の把握に努め、スピーディできめ細かな対応をすることで積極的にお客様を支援してまいります。

【経営革新等支援機関の認定制度】

中小企業の経営基盤強化を支援するために制定された「中小企業経営力強化支援法」（平成 24 年 8 月 30 日施行）に基づき、中小企業の財務内容等の経営状況の分析や事業計画の策定・実行支援の業務を行うため、金融および企業財務等に関する専門性の高い支援事業を行う支援機関を国が認定する制度